豊明市監査公表第1号

地方自治法第199条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく定例監査等を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和2年3月25日

豊明市監査委員

古橋 洋一近藤 裕英

- 1 監査の対象経済建設部 環境課 教育部 生涯学習課
- 2 監査の期間 令和元年10月15日から令和元年11月7日まで
- 3 監査の範囲 平成31年4月1日から令和元年9月30日までに執行した事務事業
- 4 監査の項目
- (1) 収入事務
- (2) 支 出 事 務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務
- 5 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

- 6 監査の対象教育部 図書館
- 7 監査の期間 令和元年11月6日から令和元年11月26日まで
- 8 監査の範囲 平成31年4月1日から令和元年9月30日までに執行した事務事業

- 9 監査の項目
- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

10 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

11 監査の対象

市民生活部 総務課

経済建設部 産業支援課

経済建設部 農業政策課

12 監査の期間

令和元年11月25日から令和元年12月19日まで

13 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年10月31日までに執行した事務事業

- 14 監査の項目
- (1) 収入事務
- (2) 支 出 事 務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

15 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

16 監査の対象

市民生活部 市民課

17 監査の期間

令和元年12月5日から令和元年12月26日まで

18 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年10月31日までに執行した事務事業

- 19 監査の項目
- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

20 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

21 監査の対象

健康福祉部 保育課

22 監査の期間

令和元年12月18日から令和2年1月14日まで

23 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年11月30日までに執行した事務事業

- 24 監査の項目
- (1) 収入事務
- (2) 支 出 事 務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

25 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、下記保育園等の備品及び公金等の管理事務について、物品及び現金の保管状況を調査したところ、おおむね良好な管理がなされていると認められた。

監査実施日及び対象施設名

令和2年1月14日

コスモス児童館(子育て支援課) 沓掛保育園(保育課)

26 監査の対象

経済建設部 下水道課 経済建設部 都市計画課

27 監査の期間

令和元年12月23日から令和2年1月31日まで

28 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年11月30日までに執行した事務事業

- 29 監査の項目
- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

30 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1)公園開施錠委託の契約事務において、契約書の記載に一部誤りが見受けられた。 (都市計画課)
- 31 監査の対象

経済建設部 市街地整備課

32 監査の期間

令和2年1月8日から令和2年1月30日まで

33 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年11月30日までに執行した事務事業

- 34 監査の項目
- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

35 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。